

務	00	01	10年
(令和16年3月31日まで保存)			
(令和16年3月31日まで有効)			

交 企 第 1 9 4 号
令 和 5 年 8 月 2 5 日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

地域交通安全活動推進委員制度に関する事務処理要領の制定について

地域交通安全活動推進委員制度については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）及び青森県道路交通規則（平成10年9月30日公安委員会規則第7号）のほか、「地域交通安全活動推進委員制度の運営について」（令和2年8月27日付け交企第222号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、別添のとおり地域交通安全活動推進委員制度に関する事務処理要領を制定したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施に伴い旧通達は廃止する。

担当 交通企画課高齢者交通安全対策係

別添

地域交通安全活動推進委員制度に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び青森県道路交通規則（平成10年9月30日公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）に基づく地域交通安全活動推進委員制度に関する事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 地域交通安全活動推進委員

1 定員

青森県内における地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の規則第3条及び県規則第51条の規定による活動区域ごとの定員は、別に定める。

2 委嘱

(1) 候補者の推薦

警察署長は、規則第1条第1項の規定に基づき、推進委員の候補者を、地域交通安全活動推進委員候補者推薦書（別記様式第1号）により、青森県警察本部交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）及び青森県警察本部長（以下「本部長」という。）を経て、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。

(2) 委嘱等

公安委員会が推進委員を委嘱したときは、交通企画課長は、警察署長を経て、その管轄区域を活動区域とする推進委員に対し、辞令（別記様式第2号）を交付するとともに、地域交通安全活動推進委員証（規則別記様式第1号）並びに標章（規則別記様式第2号）を用いた記章及び腕章を貸与するものとする。

なお、推進委員がその任期を満了して再任されなかったとき、解嘱されたとき及び辞職を承認されたときは、地域交通安全活動推進委員証、記章及び腕章を警察署長及び交通企画課長を経て、公安委員会に返納するものとする。

(3) 委嘱に伴う地域住民に対する周知

委嘱に伴う地域住民に対する周知のための措置として、青森県報又は青森県警察のウェブサイト、委嘱した推進委員の氏名、連絡先及びその活動区域を掲載するものとする。

このほか、警察署の掲示板への掲示により周知に努めるものとする。

3 任期

推進委員の任期は2年とする。

規則第2条に基づき、再任する場合は2に定める委嘱の手続きをとるものとする。

4 講習

(1) 講習は、青森県交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）に委託して実施するものとする。

(2) 交通企画課長は、講習が別紙「講習の実施基準」に基づき適切に実施され、その効果が上がるよう、推進センターと連携するとともに、必要な指導監督を行うものとする。

5 指導

交通企画課長は、必要により警察署長を経るなどし、推進委員に対する指導を適時適切に行うものとする。

6 解嘱

(1) 警察署長は、当該警察署の管轄区域を活動区域とする推進委員が、法第108条の29第5項各号のいずれかに該当すると認めたときは、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（別記様式第3号）により、交通企画課長及び本部長を経て、公安委員会に対し、その解嘱を上申するものとする。

(2) 交通企画課長は、警察署長から解嘱が上申され、公安委員会が当該推進委員を解嘱しようとするときは、当該推進委員に対し、通知書（別記様式第4号）により、解嘱しようとする理由及び弁明の機会を付与する旨を通知するものとする。

(3) 公安委員会が、弁明の機会の付与を経て当該推進委員を解嘱するときは、警察署長を経て、辞令（別記様式第2号）を当該推進委員に交付するものとする。

(4) 解嘱したときは、速やかに、当該推進委員の氏名及び活動区域並びに解職した日について、2(3)で定める措置をとるものとする。

7 辞職

推進委員が、自己の都合により辞職を申し出て公安委員会がこれを承認するときは、辞令（別記様式第2号）を当該推進委員に交付するとともに、6(4)に準じた措置をとるものとする。

第3 地域交通安全活動推進委員協議会

1 警察署長の支援

警察署長は、地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の適正な運営に資するため、当該警察署の管轄区域に組織される協議会に対し、必要な支援を行うものとする。

2 意見の申し出

(1) 規則第13条第1項の規定による文書は、意見申出書（別記様式第5号）とする。

(2) 警察署長は、協議会から警察署長に対する意見の申し出があったときは、その内容及び対応方針について交通企画課長に報告するとともに、その内容を速やかに検討し、その結果を協議会に連絡し、交通企画課長に報告するものとする。

(3) 交通企画課長は、上記(2)の報告の内容を、本部長を経て、公安委員会に報告するものとする。

(4) 警察署長は、協議会から公安委員会に対する意見の申し出があったときは、協議会の意見に対する警察署長の意見を付し、交通企画課長に報告するものとする。

(5) 交通企画課長は、上記(4)の意見の申し出について、その内容及び対応方針について、本部長を経て公安委員会に報告するとともに、その内容を速やかに検討し、その結果を協議会に連絡し、本部長を経て、公安委員会に報告するものとする。

3 報告又は資料の提出

- (1) 協議会に対し、報告又は資料の提出を求めるときは、要求書（別記様式第6号）により行うものとする。
- (2) 警察署長は、協議会から報告又は資料の提出を受けたときは、要求書の写しに関係書類を添え、交通企画課長にこれを報告するものとする。

4 勧告

- (1) 警察署長は、協議会の運営に関し改善が必要であると認めるときは、勧告上申書（別記様式第7号）により、交通企画課長を経て、本部長にこれを上申するものとする。
- (2) 本部長は、上記(1)により、その改善に必要な措置を採るべきことを勧告するときは、公安委員会にこれを報告の上、勧告書（別記様式第8号）により、交通企画課長及び警察署長を経て、これを行うものとする。
- (3) 警察署長は、協議会が勧告に基づく改善に必要な措置を講じたときは、交通企画課長を経て、これを本部長に報告するものとする。

第4 推進センター

1 研修業務

- (1) 交通企画課長は、法第108条の31第2項第11号の推進委員に対する研修（以下「研修」という。）の内容、実施時期について、講習を補完したものとなるよう指導するものとする。
- (2) 研修は、あらかじめ研修事項、研修方法、研修時間、研修対象者の範囲等に関する研修実施計画を策定し、これに基づいて実施するよう指導するものとし、当該研修計画の策定に当たっては、事前に交通企画課長と協議させるものとする。
- (3) 協議会との関係
研修事項等の内容、研修させる推進委員の人選等研修の運営に当たっては、関係協議会と必要な連絡を取るよう指導するものとする。

2 支援業務

交通企画課長は、法第108条の31第2項第12号の協議会に対する支援業務について、緊密な連絡を取りながら実施するよう指導するものとする。

担当 交通企画課高齢者交通安全対策係

電子書庫掲載

通達全文公表

別紙

講習の実施基準

1 講習の目的

講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し、推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

2 講習計画

講習は、あらかじめ、講習計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 講習の内容等

講習項目、講習内容及び講習時間は、おおむね次の表に掲げるとおりとするが、委嘱する推進委員の知識及び経験等に応じて、必要な事項を追加し又は不要と認められる事項を省略するものとする。

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	① 全国の交通死亡事故発生状況など交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。 ② 青森県における交通死亡事故発生状況など交通情勢について説明し、交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。	1 時間程度
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に規定する事項を中心に、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に関する事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	1 時間程度
3 推進委員としての心構え	① 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。 ② 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区	1 時間程度

	<p>域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。</p> <p>③ 協議会及び推進センターとの関係について説明し、理解させる。</p>	
4 活動要領	<p>① 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。</p> <p>② 各活動に関する公安委員会の指導方針について周知徹底を図る。</p>	1 時間程度
5 交通安全教育の実施要領	<p>地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢若しくは通行の態様又は業務の態様に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。</p>	1 時間程度

6 講習の実施時期

講習は、原則として、推進委員として委嘱した時から、おおむね3か月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(文書記号・発番号)
年 月 日

青森県公安委員会 殿

〇 〇 警 察 署 長

地域交通安全活動推進委員候補者推薦書

次の者は、地域交通安全活動推進委員として適任であると認められるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第1項の規定により、推薦します。

				推薦順位	
本 籍					
住 所					
ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生（ 歳）			性 別	
職 業					
家族の状況	(氏 名)	(年齢)	(続柄)	(職業等)	
経歴（ボランティアとしての活動歴を含む。）					
健康状態					
交通事故歴 ・ 交通違反歴					
推進委員として適当と認められる理由					

辞 令

<p>(氏名)</p> <p>○ ○ ○ ○</p>	<p>(現職名)</p>
<p>(発令事項)</p> <p><input type="radio"/> 委嘱の場合</p> <p>道路交通法第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員に委嘱します。</p> <p><input type="radio"/> 解嘱の場合</p> <p>道路交通法第108条の29第5項第○号の規定により、地域交通安全活動推進委員を解嘱します。</p> <p><input type="radio"/> 辞職の場合</p> <p>地域交通安全活動推進委員の辞職を承認します。</p>	
<p>(発令年月日及び任命権者)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>青森県公安委員会</p>	

(文書記号・発番号)
年 月 日

青森県公安委員会 殿

〇 〇 警 察 署 長

地域交通安全活動推進委員解嘱上申書

次の者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第5項第 号の規定に該当するものと認められるので、地域交通安全推進委員を解嘱するよう上申します。

住 所	
ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生（ 歳）
上申理由	
備 考	

文 書 番 号
年 月 日

氏名 殿

青 森 県 公 安 委 員 会

通 知 書

道路交通法第108条の29第5項の規定により地域交通安全活動推進委員を解嘱する予定であるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第10条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 解嘱の理由

2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、 月 日までに、担当 (電話) に連絡して下さい。

年 月 日

青森県公安委員会
又は 殿
〇〇警察署長

〇〇地域交通安全活動推進委員協議会
会長 〇〇〇〇

意見申出書

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に
関して次のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理由

3 参考資料

文 書 番 号
年 月 日

〇〇地域交通安全活動推進委員協議会
会長 殿

青 森 県 公 安 委 員 会

要 求 書

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第14条の規定に基づき、次のとおり 報 告 を求めます。
資料の提出

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める資料

3 期限

令和 年 月 日まで

文 書 番 号
年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

○ ○ 警 察 署 長

勸 告 上 申 書

地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関し改善が必要であると認められるので、
下記のとおり勸告するよう上申します。

記

- 1 勸告の対象となる地域交通安全活動推進委員協議会
- 2 改善が必要と認められる事項
- 3 改善に必要な措置

文 書 番 号
年 月 日

〇〇地域交通安全活動推進委員協議会
会長 殿

青 森 県 公 安 委 員 会

勸 告 書

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第15条の規定に基づき、次のとおり勧告します。

記

1 改善すべき事項

2 理由

3 改善の実施期限

令和 年 月 日まで